



発行
東京都

目次

告示

○行政不服審査法による公示送達……………（総務局総務部法務課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…

告示

●東京都告示第千二百四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

令和六年十二月五日

東京都知事 小池百合子

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 東京都日野市三沢四丁目二十三番五号
パレスハイツ一〇二号

現住所 不明

審査請求人 玉城 弘幸

二 公示事項

審査請求人が、令和二年二月十日に当庁に提起した審査請求について、当庁は、令和六年三月六日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付できない。よって、右裁決書の謄本は、当庁（総務局総務部法務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第千二百五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

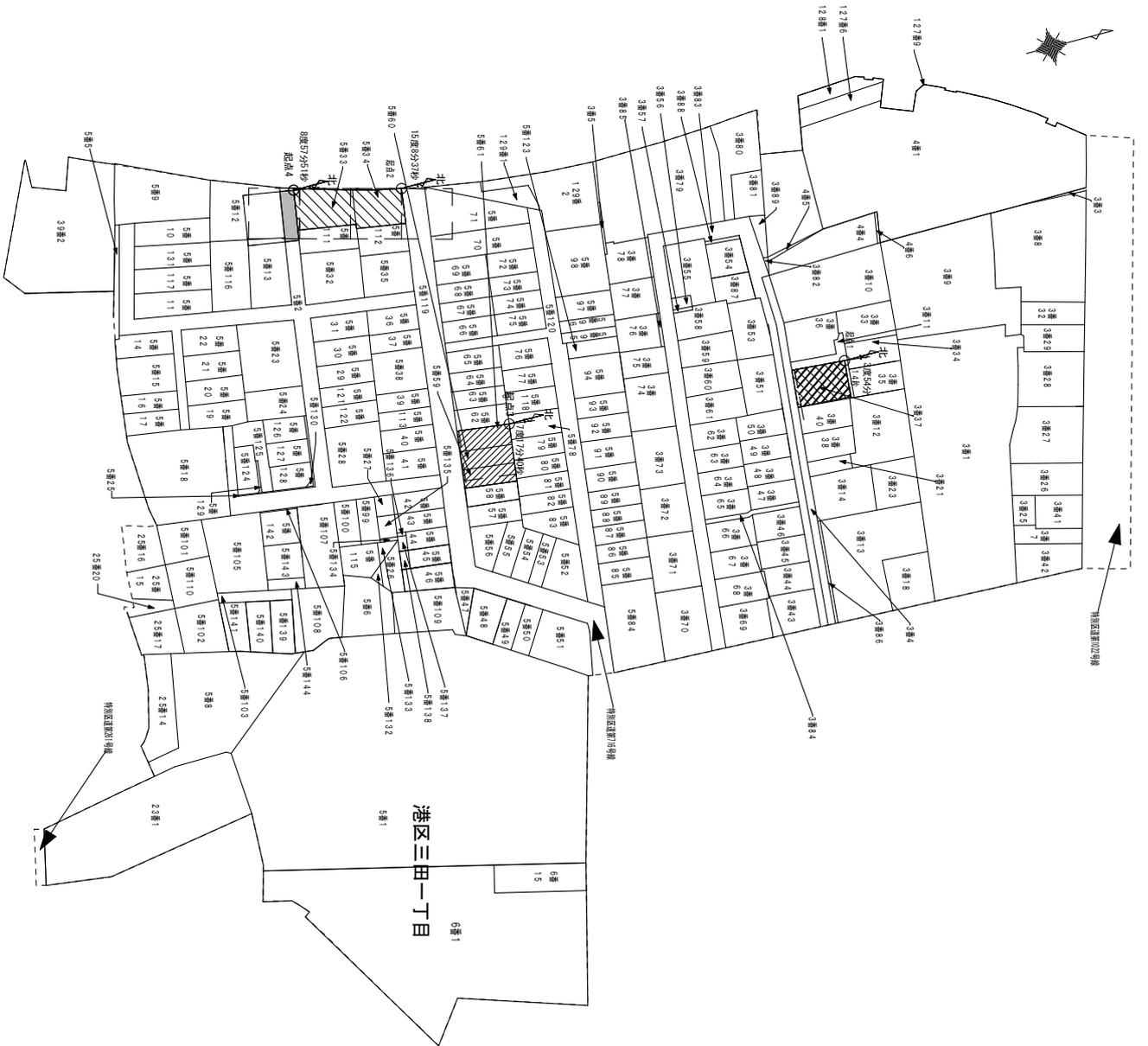
令和六年十二月五日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



別図

【起点】座標値一覧

| 地点名 | X座標 | Y座標 |
|-----|------------|-----------|
| 起点1 | -38309.847 | -8600.965 |
| 起点2 | -38385.146 | -8656.269 |
| 起点3 | -38376.678 | -8605.801 |
| 起点4 | -38405.694 | -8661.385 |

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第1225号により指定した区域)
- ▩ : 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第219号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第714号により指定した区域)
- ▨ : 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

- 起点1 : 3度54分14秒
 - 起点2 : 15度8分37秒
 - 起点3 : 7度17分40秒
 - 起点4 : 0度57分51秒
- 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

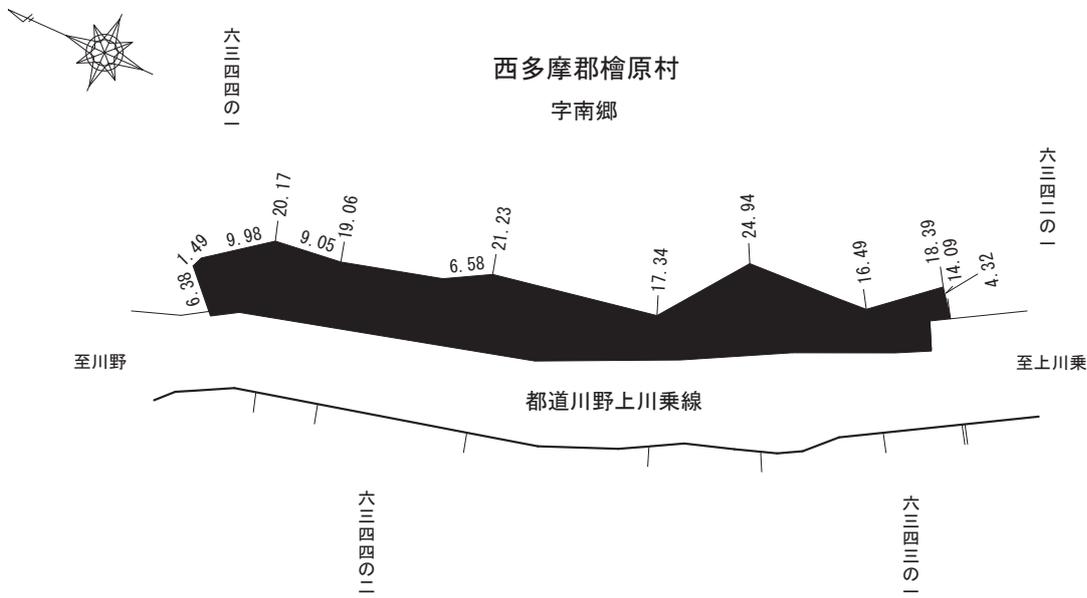
別 図

都道川野上川乗線
 西多摩郡檜原村字南郷地内

都 道
 編入区域
 延長 一〇一・五二メートル
 面積 八四八・五三平方メートル



その関係図面は、令和六年十二月五日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和六年十二月五日
 東京都知事 小 池 百合子



- 一 路線名 川野上川乗
- 二 変更の区間 西多摩郡檜原村字南郷六千三百四十四番一地内から同所六千三百四十二番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道川野上川乗線区域変更略図

西多摩郡檜原村字南郷地内

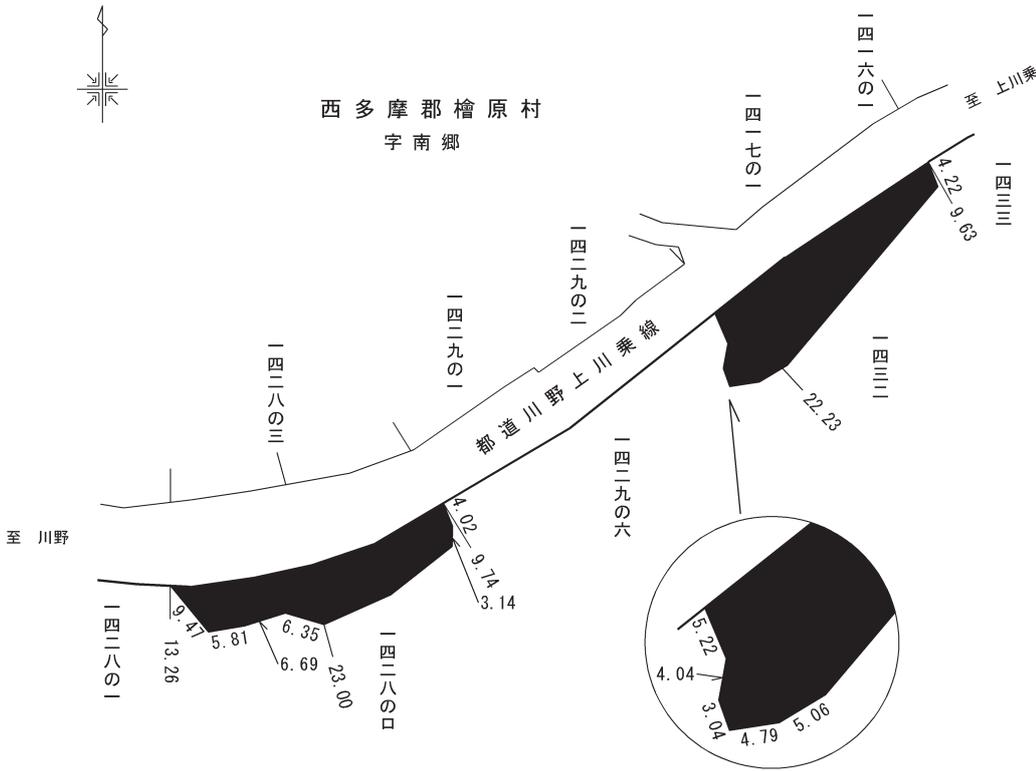
●東京都告示第千二百八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十二月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年十二月五日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 川野上川乗
- 二 変更の区間 西多摩郡檜原村字南郷千四百二十八番一
地内から同所千四百三十三番地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 八九・七八メートル
面積 七六二・八九平方メートル



別図

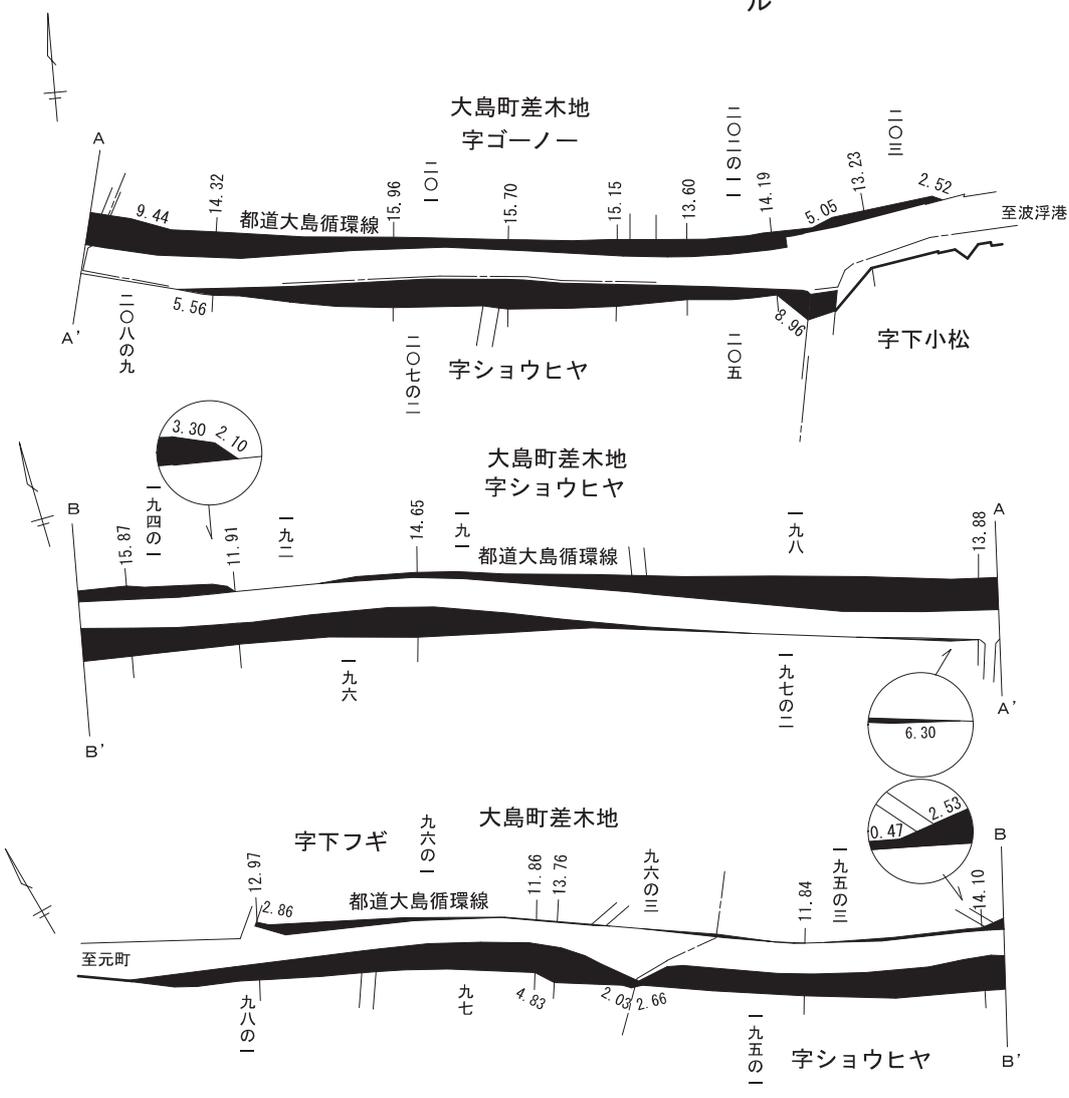
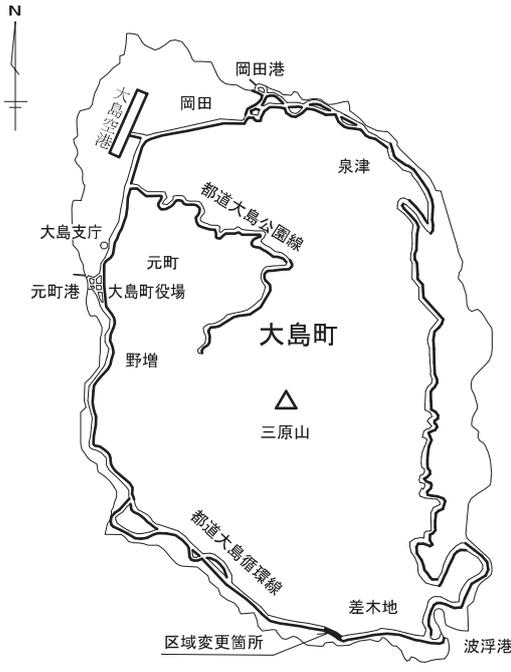
都道大島循環線区域変更略図
大島町差木地内

●東京都告示第千二百九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十二月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年十二月五日
東京都知事 小池百合子

一 路線名 大島循環
二 変更の区間 大島町差木地字ゴーンー二百三番地内から同町差木地字下フギ九十八番一地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

都道 延長 五九八・一八メートル
町道 面積 三、七八九・四四平方メートル
編入区域



公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

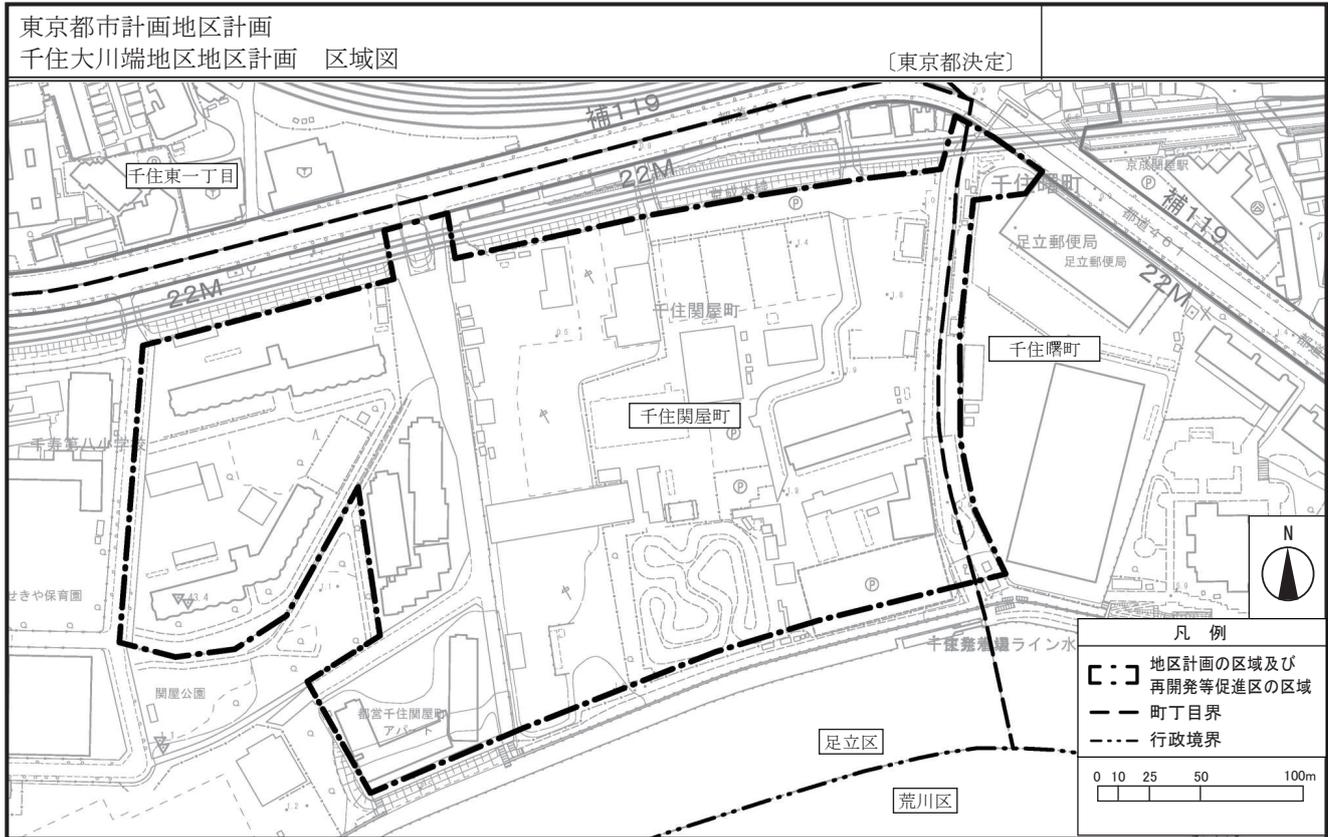
なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和六年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 千住大川端地区地区計画
- 二 位置 変更する部分
足立区千住関屋町及び千住曙町各
地内
- 三 区域 別図のとおり
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び足立区役所
- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図



この地図は、国土地理院長の承認（平29 関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1437号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第206号、令和6年10月22日 （承認番号）6都市基交都第54号、令和6年10月24日

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051

